

「特定中小企業の安定に関する 臨時措置法」について

昭和27・8・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、中小企業安定法の背景
- 三、中小企業安定法の概要
- 四、中小企業安定法の性格
- 五、中小企業安定法運用上の若干の問題点
- 六、むすび

一、はしがき

戦後インフレーションの収束過程において鋭く表面化したわが国中小企業の窮迫は、朝鮮事変発生を契機とする世界的軍拡景気の波動の中に隠蔽され、埋没されて、一時小康を得たかにみえたが、動乱ブームが去り、再び景気の沈滞が深化するに伴って、最近またまたその弱体を露呈し、窮状打開が問題となるに至った。殊に繊維並びに新三品を中心とする国内景況の悪化は極めて深刻なものがあり、景気不振の波が漸次拡大するにつれて中小企業苦悶の症状はますます激化して行つた。かかる情勢の中において、不況の重圧を最も強く蒙りつつある織物業界を中心に、何らかの対策が強く要望され、その他の産業における中小企業者の支持を得て、強力に推進された結果、遂に当面の苦境打開のため、生産、出荷及び設備等の制限を楯として需給調節を図ることを目的とする特別立法措置が講ぜられることになつた。本稿の主題とする「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」がそれである。同法案は五月三十一日衆議院通商産業委員会に附託され、爾來慎重な検討をかさね、調整組合の金融業務取扱、消費者利益の擁護、公正取引委員

会との調整等の修正が加えられ、更に対象業種を拡張(当初の五業種より衆議院において十二業種に拡張、参議院で更に二業種を追加して結局十四業種となる)する等の修正をみた上、七月上旬参議院より衆議院に回付、本国会最終日である七月三十一日の衆議院本会議において同意成立をみるに至つた。

この法律は、戦後経済政策の脊柱をなしてきた私的独占禁止法及び事業者団体に對し、重要な例外をなすものとして注目を要すべきものがあり、本稿はこのような法案提出を促した経済的背景及び本法の骨子と、その性格並びにこれが運用上の問題点等につき若干の検討を加えんとするものである。

なお以下の叙述においては、煩雜をさけるため、「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」を簡単に「中小企業安定法」、又は単に「安定法」と呼ぶことにする。

二、中小企業安定法の背景

(一) 不安定の一断面

中小企業の経営が現在如何に不安定なものであるかという実情は、中小企業者の採算状況の把握によつて最もよく明らかにすることができる。今わが国中小企業の重要な分野であるところの、各種織物、陶磁器、マッチ工業等主要製品の収益状況についてみれば別表(第一―四表)の如くで、いずれもかなりの赤字採算となつており、しかもそれは相当継続的な状態を示していることが認められる。殊に顕著なのは綿織物の場合であつて、例を二、〇〇三番粗布にとつてみると、昨年十月以降は実に製品の中価格が原料糸代をカバーするに足りないという深刻さを示している。ただかくの如き甚だしい採算の逆轉現象が、果して全般的なものであるかどうかについては、たとえば泉州機業界は目下のところ収支トントン程度の採算で七割操業を維持しているとも伝えられるところからしても、若干の疑問の余地がないでもない。しかし泉州地区機屋の七割操業維持ということも、反面からみれば操短休機等の余裕すらないという苦惱の現われともいわれており、一般的にはいわゆる自転車操業をつづけているというのが実情で、弱小業者の場合は殆んど無視し出目のみで我慢している状況であるといわれる。かかる情勢のもとで経営破綻から休業、閉鎖(綿機屋はここ一カ年に休止工場二、

〇〇〇といわれる)等の止むなきに至った中小企業も少からず生じたが、なお大
 多数のものが、ともかくも自転車操業を維持し得ているのは、資産の売喰い、製
 品の品質低下、労賃の引下げ、作業時間の延長等の苦肉の策によつて当面を糊塗
 しているものとみられる。

(第一表) 綿布(二、〇〇三番)採算の推移 (単位ヤール当り円)

年月	原糸月平均 卸売価格	生産原価 平均	製中 市価	平均損(+)益
二十六年七月	九四・九七	一〇五・一七	九五・二〇	(-) 九・九七
八月	八一・五九	九一・七九	八九・六〇	(-) 二・一九
九月	一〇〇・二七	一一〇・四七	一〇三・五〇	(-) 六・九七
十月	九九・三七	一〇九・五七	九三・九〇	(-) 一五・六七
十一月	八五・八三	九六・〇三	八四・八〇	(-) 一一・二三
十二月	八二・〇三	九二・二三	八二・〇〇	(-) 一〇・二三
二十七年一月	七八・三八	八八・五八	八〇・五〇	(-) 八・〇八
二月	七五・九四	八六・一四	七五・三〇	(-) 一〇・八四
三月	六六・三一	七六・五一	六四・九一	(-) 一一・六〇
四月	六四・七二	七四・九二	六三・七〇	(-) 一一・二二
五月	七〇・六四	八〇・八四	六九・八二	(-) 一一・〇二

(註) (1) 原糸は二〇番単糸。

(2) ヤール当り標準工賃は一〇円二〇銭とする。

(3) 日本綿スフ織物工業連合会調。

(第二表) 絹人絹織物採算状況(五月中旬現在) (単位ヤール当り円)

種類	工費	原糸代	利子	製品原価	市中価格	差引 損(+)益
人平	七・三二	二八・二九	一・二二	三六・六三	三〇・五〇	(-) 六・一三
塩瀬	九・〇二	三五・六五	一・四一	四六・〇七	四三・五〇	(-) 二・五七
朱子	二・六八	四七・三六	一・八六	六〇・九三	五三・〇〇	(-) 九・九三
羽二重(四匁)	一三・一七	七四・三五	二・七五	九〇・一七	八三・〇〇	(-) 八・一七
シ(一〇匁)	一八・四五	一八・二五	六・三三	一〇七・〇一	一〇五・〇〇	(-) 二・〇一
ク(一六匁)	四一・三二	二九五・六五	一〇・六一	三四七・五七	三三三・〇〇	(-) 一四・五七

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

銘柄	昭和二十六年	昭和二十七年	損(+)益
銘仙	五三・五二	六八・三五	(-) 一四・七六
仙珍	一、七〇・二九	一、三三〇・〇〇	(-) 三三九・七一
紋御	二、三六九・五〇	一、三〇〇・九	(+) 一、〇六八・六一
召	一、三〇〇・九	四、二五九・八	(-) 二、九五八・九
緞	一、三〇〇・九	五、〇〇〇・〇〇	(-) 三、六九九・一
緞	一、三〇〇・九	七、四〇〇・〇〇	(-) 六、〇九九・一

(註) (1) 絹織物市中価格は東京仲間相場(現物)

(2) 人絹織物市中価格は福井仲間相場(現物)

(3) 日本絹人絹織物工業会調。

(第三表) 陶磁器(八吋スプ皿)採算の推移 (単位円)

年月	原料費	燃料費	労務費	経費	生産原価	平均適正価格	損(+)益
二十六年二月	六・〇九	六・二九	五・六八	二・三三	二〇・三三	二・三〇	(-) 三・三三
同五月	六・二七	六・二七	六・二七	二・四〇	二一・五三	二・三〇	(-) 九・二三
同九月	六・〇五	六・二七	六・三三	二・四〇	二一・〇五	二・三〇	(-) 三・三三
二十七年一月	五・二〇	六・〇〇	六・〇〇	一・七五	一九・〇〇	二・三〇	(-) 三・三三
同三月	五・二〇	六・〇〇	六・〇〇	二・〇〇	一九・〇〇	二・三〇	(-) 三・三三
同五月	四・九四	六・〇八	六・〇八	二・〇〇	一九・〇〇	二・三〇	(-) 三・三三

(註) 日本陶業連盟調。

(第四表) 並型マッチ(一包)採算の推移

年月	平均市中価格	平均生産原価	損(+)益
昭和二十六年四月	一四・五〇	一一・八〇	(+) 二・七〇
五月	一四・〇〇	一一・八〇	(+) 二・二〇
六月	一三・〇〇	一一・八〇	(+) 一・二〇
七月	一一・〇〇	一一・八〇	(-) 〇・八〇
八月	一一・五〇	一一・五〇	(-) 〇・〇〇
九月	一一・五〇	一一・五〇	(-) 〇・〇〇
十月	一一・〇〇	一一・五〇	(-) 〇・五〇
十一月	一一・五〇	一一・五〇	(-) 〇・〇〇
十二月	一一・五〇	一一・五〇	(-) 〇・〇〇
昭和二十七年一月	一一・〇〇	一一・〇〇	(-) 〇・〇〇
二月	一一・五〇	一一・〇〇	(+) 〇・五〇

昭和二十七年	三月	一・一〇〇	一・二〇〇	(-) 一・〇〇
	四月	一・〇五〇	一・二〇〇	(-) 一・五〇
	五月	一・〇五〇	一・二〇〇	(-) 一・五〇

(註) (1) 日本マツチ工業会調(但し昭和二十六年中生産原価は一部推定による)

(2) 昭和二十七年四月末生産原価(トン当り)内訳左の通り。

原材料費	五、四九〇・〇七
労務費	一、二〇〇・〇〇
営業費その他	一、四〇〇・〇〇
総原価	八、〇九〇・〇七
物品税	五四〇・〇〇
計	八、六三〇・〇七(包当り換算 一一・九九)

(二) 不安定の原因

上記の如き著しい採算悪化は、決して単一の原因に基くものではなく、錯綜せる種々雑多な要因に基くものであるが、その主なるものを挙げれば次の如くである。

(1) 設備過剰の問題

第一に挙げられるのは設備が相対的に過剰であるということであろう。この現象は中小企業を通観して最も顕著に認められる特徴であるが、その代表的なものは綿織物の場合に認められる。朝鮮動乱発生後の異常景気ともいべき糸へん好況を契機として、綿紡設備の急膨脹をみたことは周知の通りで、その結果は紡機設備の相対的過剰を招き、現に綿紡の大幅な操短を余儀なくせしめつつあるわけであるが、織機の回復は既に過剰状態となつている紡機のそれを遙かに上廻るものがあり、そのため紡機と織機との関係は激しいアンバランスを来している。いま紡織機の戦後における回復振りをみると次の如くである。

紡織 内兼 専業	機	昭和十二年末	昭和二十七年 五月末	回復率
	機	一、一六五千鍾	六、七一九千鍾	五五%
		三六二千台	三三〇千台	八八%
		一〇八千台	九〇千台	八三%
		二五四千台	一三〇千台	九〇%

すなわち紡機がその著しい増大にも拘らず、なお戦前ピーク時の半ばに達したに過ぎないのに対し、織機はすでに同期の九割台に接近していること、殊に十大紡など大手兼業者よりも、専業中小メーカーの回復率が高いことは、中小機屋の設備過剰を明瞭に物語るものである。一般に織機の所要台数は紡機一〇千鍾当り三五〇台といわれており、この比率でみると全体で八五千台は過剰という計算になる。同じことは次表に見る通り絹人絹織物についても指摘することができる。

人絹 絹織機	日産	昭和十二年末	昭和二十六年末	回復率
	四六一千鍾	一三三八トン	一三三八トン	三九%
絹紡機	日産	六一一トン	一三三八トン	四九%
絹人絹織機	日産	四六一千鍾	一三三八トン	四九%
		三五六千台	一三三八千台	六七%

以上の如く織機は紡機との関係において過剰と認められるが、これが織物を専業とする中小機屋の地位を相対的に弱めていることは争い難いところである。

織機設備が紡機との関係においてのみならず需要との関係においても著しい不均衡を示していることは紡機が既に需要に対して過剰状態を示していることよりして当然である。たとえば絹人絹織機は二十六年十二月末現在総計二三八千台を数えており、今これを広幅物に換算すると一九三千台となるが、この設備台数は、需要面より測定した適正規模と認められる一四一千台に対し五二千台の過剰となつている。またマツチ工業においては、現在統計上に現われた五五業者七六工場の設備能力は推定月産五〇、〇〇〇マツチトンに上ると称せられるが、このほかにいわゆる開業者があり、その生産能力はほぼ月産六、〇〇〇マツチトンと推定されている。従つて全体では五六、〇〇〇マツチトンの生産能力を擁するわけであるが、これは国内需要の飽和点とみられる月間消費量二五、〇〇〇マツチトン、輸出二、〇〇〇マツチトン計二七、〇〇〇マツチトンに比し二九、〇〇〇マツチトンの過剰で、実に二倍強の潜在生産力を保有している実情である。

このように中小企業が異常な過剰設備を抱えているという事実は、中小企業の家内工業的無計画性に根差しており、それに基く激しい生産競争が、不況期にお

けるその苦境を一層深刻ならしめている最大の要素であることを否定できない。

(2) 需要減退、就中輸出の不振

当面の中小企業不安定の原因が、一般的にいつて有効需要の減退に伴う国内景況の悪化にあることはいうまでもない。わが国の如く輸出依存度の極めて高い経済構造をもつ国にあつては、海外需要の激減は特に甚大なる影響をもつが、とりわけわが国中小企業は多面的な分野で輸出産業として重要な地位を占めており、したがつて最近の世界的な景気後退によつて一段と深刻な打撃を蒙りつつあり、その典型的な実例はやはり綿織物に求めることができる。すなわち紡績メーカーの兼営する織布部門は、従来その八五%が輸出向製品に充たされ、織布專業者と呼ばれる中小機屋は輸出、内需相半ばし、輸出向は紡績業者からの外註に依存するところが多かつた。ところが輸出不振が長期化するともに、紡績は專業者に対する賃織を極端に縮小したのみならず、操短実施後は綿糸部門の操業縮小によつて生じた余剰人員を織布部門に配置転換する切抜策をとつたために、この傾向は一層強まつた。また綿製品の市場氾濫、それに伴う先安観等が大衆購買力の買控え傾向を促がし、内需の伸び悩みによる打撃が少くなかつたこともいうまでもない。

マッチ、陶磁器等も同様であつて、前者は本来輸出産業であつたにも拘らず(わが国マッチ工業の黄金時代と呼ばれる大正八年には、輸移出が全体の八五%、昭和十一年においてすら五〇%を占めた)、朝鮮台湾の喪失に加え中国市場との通商杜絶から輸出振るわず(昭和二十六年中輸出の占める割合はわずかに七%)、加えて本年に入つてからは戦後における海外市場の大宗であるインドネシア貿易の減少のため著しい縮小を余儀なくされており、後者もポンド圏諸国の貿易制限強化により輸出停滞、輸出滞貨の圧迫から、原価を無視したダンピングを誘発している始末である。

(3) 原料高製品安

中小企業は製品の加工段階の高いものが多い關係上、たえず原料価格と製品価格とのシエールに悩まされることは周知の通りである。一般的に物価が上向線を辿る場合、製品価格の騰貴は原料のそれに比べ時間的にずれる傾向があり、反対

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

に物価のカーブが下向いているときは、大資本を擁する原料メーカーは安値売止めによる市価維持の操作により或は滞貨保有力が大きいこと等から、価格の下落をある程度防止するのに対し、中小企業はそのような力に乏しく、しかも大企業の買叩き、中小企業相互間の売込競争、濫売等により競争的な値崩しを促進しがちである。かくて資本力において相対的に弱者である中小企業は概して割高原料に依存せねばならぬ傾向があり、常に不利な立場に立たされがちである。綿紡操短実施後において、綿糸価格の一応の安定に対し、綿布価格はなお相対的に低い水準を低迷していることは、この間の事情を一層明らかにしてゐる。この關係を織維品についてみれば第五表の如く比較的国内需要の支柱の強い絹織物を除けば、概して糸高織物安の状態をつづけているのであつて、好況には遅れ、不況には立ちどころに見舞われるという中小企業の特徴を明瞭に示している。マッチ、陶磁器等もその例外ではなく、輸出陶器についてみても、本年四月現在において、昨年一月比、原料費二〇%高、動力燃料費二五%高となつてゐるのに対して、製品価格は昨年秋を峠として漸落、昨年一月に比較して、かえつて一〇—一五%方これを下廻るに至つてゐる。かくの如き、原料高製品安が採算悪化の主要因の一つであることは争い難いであらう。

(第五表) 原糸及び織物価格の推移(二十五年六月—二〇〇)

品名	二十五同		二十六同		二十七同		同三月		同四月	
	年六月	十二月	年三月	同六月	十二月	年一月	同二月	同三月	同四月	
綿糸	一〇〇・〇	一四四・三	一六九・七	一五二・三	一五五・六	一五四・三	一四八・八	一三三・五	一五五・六	
綿織物	一〇〇・〇	一五五・四	一七六・五	一八七・九	一四八・五	一四四・〇	一三三・一	一二五・四	一〇四・九	
スフ糸	一〇〇・〇	一五九・一	一九八・〇	一五六・六	一三三・〇	一〇七・三	一〇〇・三	九〇・四	八五・一	
スフ織物	一〇〇・〇	一四七・七	一七四・八	一三三・三	一二二・五	一〇五・一	一〇五・九	九五・一	八四・三	
人絹糸	一〇〇・〇	一七〇・四	二六三・三	一九〇・七	一四九・五	一四二・六	一四一・七	一三四・七	二五・七	
人絹織物	一〇〇・〇	一三六・八	一八〇・〇	二〇七・七	一九〇・〇	一三三・七	二二八・〇	二〇七・七	一〇〇・四	
絹糸	一〇〇・〇	一〇四・四	一五〇・八	一〇七・八	一三三・一	一二五・五	一三三・九	一三三・三	一三七・一	
絹織物	一〇〇・〇	一三三・六	一七九・三	一三三・五	一五三・九	一五五・二	一五五・七	一五四・七	一五四・五	

(註) 東京卸売物価指数より算出。

(4) 取引機構の変貌

統制撤廃の進展に伴つてようやく立ち直りを示しつつあつた商社筋の活動は、久しく空白をつづけた問屋機構の回復を期待させるものがあつたが、昨年一―三月におけるゴム、皮革、油脂原料等いわゆる新三品の過剰輸入を契機とする、これら物資の価格暴落と織維思惑取引の失敗とは、わが国の代表的商業資本に巨大なる損失をもたらした。著名な大商社を含む数多の商社の弱体を暴露し、その結果、各問屋とも業務の縮小整理によつて社業再建を図ることを余儀なくされるに至つた。国内取引への重点移行、取扱商品の整理、取引先厳選等はその現われであつて、かかる商社の再建過程を通じて中小企業に対する問屋の機能は著しく後退し、問屋という支柱をとり外された中小企業は取引上の有形無形のバックを失うとともに、資金ルートの遮断に遭い、少からぬ打撃を被つた上、市場における景気変動の波に直接さらされることとなつた。紡績の賃縮小も同様の結果をもたらした。資金的に自己計算の枠外にあつた賃加工の激減により、操業度を維持するためには敢えて糸買を増大せざるを得ず、それは決済条件の悪化とともに中小企業の資金逼迫を激しくした。かかる取引関係の変化も中小企業の不安定をもたらした一要素として軽視することはできないところである。

(5) 大企業からの皺寄せ

前記諸条件のほか大企業或いは親企業からの圧迫を挙げねばならない。もとより企業のもつ力関係からいつて中小企業が絶えず不利なる条件に立たざるを得ないことはいうまでもないことであつて、わが国資本主義の発展過程をふり返つてみても、中小企業が大企業のための景気の安全弁たる役目を果たしてきたことは顕著なる事実である。最近においても大企業は景気変動の影響を中小企業の犠牲において軽減せんとする傾向が強く、依然として中小企業は大企業の防波堤となつてゐる。かかる大企業による景気変動の皺寄せは、外註量の縮小、賃加工料金の切下げ、代金支払の悪化等にその適例を求めることができ。

景気下降期において大企業が外註量を減少し、自己操業度の維持にとめることとはいうまでもないことで、その一端は前に述べた如くであるが、同時にまた加工賃切下げを伴うのが通例である。これを最近の例によつてみるに、二、〇二三

番細布の加工賃はヤール当り標準一〇円二〇銭と見積もられるのに対し、近時ヤール当り五円と大幅に引き下げられている例も窺われ、佐野地方機屋の場合についてみても、マフラー賃織料金(ヤール当り)は現在一〇―一二円と昨年五月頃の二〇円に比し半額程度に低落しているのみならず、採算線一五円に對し明らかな出血受註となつてゐる。

また最近日本中小企業団体連盟が行つた「大企業の下請代金支払事情調査」によれば、

『親会社たる大企業の下請又は外註に對する代金支払の遅延は、…最近においてこれが一般化し慢性化し、殆んど商慣習にもなるうとしてゐる。資力並びに信用力に乏しい中小企業は、原材料の購入並びに工賃の支払は現金をもつてせねばならぬに反し、製品代金の受取は遅延を重ねた上、長期の手形決済であるため、金融的に行詰りを生じ、金利その他の負担に苦しみ、未払代金の逐月累積によつて経営の不安に脅かされてゐる。』

といつてゐる。また同調査はかかる支払不良が、機械金属、造船、炭鉱、製薬、土建等の諸産業に著しく、これらの業界では製品納入又は工事完了後、検収、請求、決済等に一―二カ月を要するのが普通で、納品から支払までに二カ月乃至三カ月を要すること、しかも支払は極めて一方的で支払方式は三カ月以上の約束手形によるのが通例であること、その結果、代金を完全に回収するには六カ月以上を要し、かかる資金回転の不良が中小企業経営合理化を著しく阻害していると報告してゐる。このような大企業によつて加えられる直接、間接の重圧が中小企業窮乏の幅と深さを一層増大せしめてゐることは看過できないことである。

わが国中小企業が現在当面してゐる苦境は、叙上の如き諸要因が相倚り相重なつてもたらされたものであり、それらが中小企業安定法を生んだ母胎的現実である。このことについては、あまり異論はあるまいと思われるが、ただそれらは実は中小企業の基本的脆弱性を助長し表面化せしめた、いわば促進的要因であつて、要因の本質的なものは経営の非合理性、資本蓄積の過少というような点で特徴づけられる中小企業自体の本来的な弱さにあると考えられる。このことは以下の考察にあたつて、充分留意しておく必要があると思われる。

三、中小企業安定法の概要

(一) 立法の趣旨

この法律は上述の如き中小企業の不安定な様相を背景として立案せられたもので、中小企業の占める重要性が極めて高い業種(工業部門に限られる)において、製品の需給バランスが著しく不均衡となり、その結果製品価格の著しい低下を招いて事業経営に相当の損失が生じたり、またその業種の経営不振が長期にわたり、企業合理化のみではこれを克服することが困難で、当該産業や関連産業の存立に重大な影響を及ぼすと認められるような場合に、適切な需給調整措置を講ぜしめることによつて、中小企業の安定を確保し、ひいては国民経済の健全な発展に役立てることを目的としている(第一二条)。

この法律は議員立法の形をとり、自由党所属の衆議院議員二十三名の連名を以て提出されたものであつて、提案者の一人は法案提出の理由を左の如く述べている。すなわち、

『わが経済は近時朝鮮事変後の異状景気から逐次平常的といふべき今日の事態に復帰いたしました。これに加えてその根柢は深く世界の政治、経済上の複雑なる関係にきざし、また国内的にも経済活動の急激な上昇を期待し得る要素が少なく、むしろ全般的に耐乏のうちに良質廉価の産業鉄則の具現を目標に実力をつちかうべき時期に到達したのと言ひ得るものの、その影響の中小企業にとつては致命的な分野も少しとしないのであります。かかる分野においては、合理化の企業努力を妨げざる最小の必要限度において、暫定的にその中小企業分野の安定をはかる措置をとることも、……わが中小企業の特質にかんがみ、国民経済全般の健全なる発展上、必要欠くべからざるものがあるのであります。……本法案の趣旨はそこにあるのであり……(中略)……わが中小企業の特性にかんがみ、その合理的発展を意図しつつも、臨時的に必要な最小限度において、特定産業の安定をはかり、ひいては国民経済の円滑なる運行を進めるために、必要にしてやむを得ざる最善の措置なりと確信しているものであります。……』と(衆議院通商産業委員会議録第四十八号)。

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

をつくり、生産調節、設備制限等の方法をとることによつて需給の均衡化を図り、もつて業界の建て直しを期せんとするものである。

(二) 本法適用の範囲

提案者もいふ如く本法は暫定的、臨時的な性質を有するものであるが、中小企業一般を対象とするものではない。工業部門中、その業種に属する事業者の概ね三分の二以上が中小企業者によつて占められ、且つ、過去一年間における総生産量の概ね二分の一以上が中小企業者によつて生産されている業種に限定される。しかもかかる業種が特定(第二条第一項第一二号)の条件に当面した場合に限られるのであつて、その指定はこの法律の別表を以て行われる。差し当つては

- (1) 綿織物又はステープルファイバー織物の製造業
- (2) 毛織物の製造業又は染色整理業
- (3) 絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業
- (4) メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業
- (5) 漁網製造業
- (6) 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
- (7) ねん糸業
- (8) 麻網製造業
- (9) ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業
- (10) マッチ製造業
- (11) ゴム製品製造業で政令で定めるもの
(政令第三百三十二号指定、ゴム製品(自動車タイヤ・チューブ、もみすりロール、医療用衛生用品、はきもの用品及びがん具を除く)の製造業)
- (12) 陶磁器製造業で政令で定めるもの
(政令第三百三十二号指定、食器類たる陶磁器(デイナーセットを除く)の製造業)
- (13) 漆器製造業で政令で定めるもの
- (14) ほうろう鉄器製造業で政令で定めるもの
(政令第三百三十二号指定、ほうろう鉄器(化学工業用のものを除く)の製造業)

の十四業種の指定をみた。

なお本法において中小企業者とは、中小企業等協同組合法における場合に準じ、常用従業員の数が三百人以下の事業者をいうこととなつてゐる。

(三) 調整組合

指定業種に属する事業者は、当面の事態克服を目的として必要な措置を講ずるために、調整組合を組織することができる(第三条)。それは法人格を有し(第四条)、営利を目的とせぬこと、加入脱退は自由であること、組合員の議決権及び選挙権は平等であることを必須の要件としている(第五条)。しかし調整組合は右の要件を具備するほか、一定地域における当該事業を営む者の総数の半数以上が組合に参加するのみならず、加入組合員の三分の二以上は中小企業者で構成さるべきことが必要であり(第九条)、組合設立は通商産業大臣の認可がなければならぬ(第十条)。

組合の事業は

- (1) 指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限
- (2) 経営合理化の指導、斡旋
- (3) 生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに借入
- (4) これらの事業遂行のために必要な調査研究、製品の検査、その他の事業とされており(第十五条)、この組合の主たる事業である生産、出荷及び設備等に対する制限を行うには、別に定める調整規程によることを要する(第十六条)。

この調整規程は本法に基づく需給調節上の、いわばバック・ボーンともいふべきものであつて、総組合員の半数以上が出席した総会において、出席者の三分の二以上の多数による決議によらねばならない(第二十一条)。それは通商産業大臣の認可を受ける必要があるが、その内容が当面の危機打開のために必要な最小限度の範囲を超え、不当に差別的取扱ひがあり、また消費者の利益を著しく害すると認められるときは右の認可は得られない(第十六条)。一旦認可があつた後においてもこの条件を逸脱する場合には、通商産業大臣はその規程の変更命令を発し、これに従わないときは認可を取り消すこともできる(第十八条)。また調整組合は

調整規程の実施状況を検査するため検査員をおき(第二十一条)、違反者に対しては過怠金を課することができる(第二十条)。

なお調整組合は連合会を組織することができる(第二十四条)。連合会は生産、出荷及び設備等に対する制限に関する総合的計画の設定並びにその実施を任務とするほか、経営合理化の総合調整、金融事業その他の事業を行うこととなつてゐる。ある業種につき、調整組合が各地域別に結成され、調整規程を作成して、これを中央にもちより、連合会が各地区の調整規程を検討の上総合的な調整計画の決定及び実施を行い、その実施状況等について総合的判断を行うものとみられるが、後にも述べるように調整組合は単に地域別、品別組合のみにては、とうていその実効を期し難いこと、或いはまた連合会は本法の主旨からみて他の連合会(例えば地方連合会)を含むことはできないこと、したがつていきおい全国的な連合組織の必要性が極めて大であること等を思い合わせると、調整組合連合会の機能と役割とは、本法運用上極めて重要であることを認めざるを得ない。

(四) 通商産業大臣の勧告及び命令

本法はその運用につき通商産業大臣に対しかなり強大な権限を附与してゐる。すなわち前記の如き調整規程の設定、変更、廃止等に関し重大なる発言権を有するのみならず、更に組合員に非ざる事業者、いわゆるアウトサイダーを規制する権能も認められてゐる。すなわち員外者の事業活動が需給調整を阻害しているとか、或いは調整組合又は同連合会の自主的活動のみでは需給調整の目的が果せないというようなときは、通商産業大臣は調整組合又は連合会の申出により、別途制限規程を設け、当該事業を営む全事業者に対し、これに従うべきことを勧告することができる(もつとも、それは事態をそのままに放置しては、その産業及び関連産業の存立に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認められる場合に限られる)。そしてこの勧告を発してもなお且つ所期の目的が達成されないときは、省令を以て事業経営の制限を命ずること、いかえれば調整命令を発することができる(第二十九条)。かように通商産業大臣は強権をもつてアウトサイダーを拘束し得るのであつて、本法施行の根本の狙いはこの規定にかかつてゐるとも解されてゐる。

(四) 公正取引委員会との関係

この法律の規程は経済活動の自由をかなり強く制限するものであり、殊にいわゆる独占禁止法及び事業者団体法の規定する諸制限にふれるものであるが、わが国中小企業の特異性に鑑み、本法の規定に基いて調整組合、同連合会、及びその他事業者が行う行為については、独占禁止法及び事業者団体法の規定は適用されないことになつてゐる(第三十一条)。しかしながら本法による調整組合等の事業並びに通商産業大臣の認可、勧告、命令等は、自由公正なる取引を大幅に制約するのみならず、消費者大衆の利益をも著しく害する恐れがあるので、独禁法の運用上公正取引委員会の監視乃至関心が必要であることはいうまでもない。したがつて通商産業大臣は、調整組合(連合会を含む)の設立又は合併の認可については、あらかじめ同委員会に協議し、調整規程、総合計画等の認可、その変更命令、アウトサイダーを含む全事業者に対する行政勧告等を行おうとするときは、あらかじめその同意を得なければならないこととされている。また公正取引委員会は調整規程乃至総合計画の内容が、必要最小限度の範囲を超え、或いは組合につき取扱が差別的となり、或いはまた公益を害するようになったと認めるときは、その変更又は認可取消等の処分を通商産業大臣に請求することができる(第三十条)。

(六) 中小企業安定審議会

通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他の重要事項を調査審議するため、通商産業省に中小企業安定審議会が設置される。思うに本法は主として生産者擁護の立場にあるが故に、その運用如何によつては、かなり広範囲の影響が予想される。すなわち生産者と消費者、生産者と販売業者、生産者とその従業員、生産者とその関連業者等々、その関係は極めて複雑であるから、本法施行に関する基本的な重要事項は、これら利害関係当事者及び第三者の参画により公正に審議されることが望ましいからである。審議会は会長一人、及び五十人以内の委員で組織され、委員は生産者、従業員の利益代表者、販売業者、消費者、関連業者、金融機関の代表者、学識経験者のうちから任命される(第三十二条)。通商産業大臣は認可、勧告、命令等については審議会にはかり、その意見を尊重せねばならない(第三十四条)。

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

(七) その他

(1) 本法は一時的にもせよ当該事業の操業度を縮小せしめることを主たる狙いとしてゐる関係上、雇用問題の発生することも避けられず、また賃金の遅・不払等を惹起する恐れもなしとしない。そこで調整組合員たる事業主は、調整規程の実施にあつては、緊急やむを得ない場合を除き、少くとも十五日以前に従業員に対してこれを予告せねばならない(第十七条)。また調整規程の実施に伴い、従業員の離職を招来したような場合、その後において従業員の採用を行うときは離職者を優先的に雇用するよう努力しなければならないとしている(第二十三条)。

(2) 罰 則

前記の如く調整組合はその組合員が調整規程に違反したときは、これに過怠金を課し得ることとし生産調節の実効を期しているが(第二十條)、需給調整のために通商産業大臣が行う調整命令に違反した者は二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せられる(第三十七條)。また調整規程等につき必要な認可を受けなかつたり、報告、検査等につき過怠のあつた場合も刑罰の適用を受けねばならない(第三十八―九條)。

(3) この法律の有効期間は昭和二十九年三月三十一日までである。

四、中小企業安定法の性格

—— 中小企業等協同組合法並びに工業組合法との異同 ——

この法律はすでにみた通り生産制限、出荷制限、設備制限等につき、独占禁止法の禁ずる事業者の共同行為を許容し、また勧奨することによつて、製品の需要と供給とを適切に調節せしめることを目的とする。独占禁止法の除外例は必ずしも本法をもつて嚆矢とするものではなく、同法第二十四条の除外規定に基き中小企業等協同組合法による協同組合の行う経済行為も亦同法の適用を免れることになつてゐる。ただし共同経済行為を遂行するために中小企業者が結合することが協同組合の理念であつて、もしかか結合を機械的に否定するときは、かえつて独占禁止法の精神にもとる結果となるからである。しかしながら、ひとしく中小企業擁護の立場に立つとはいへ、中小企業等協同組合が中小企業の相互扶助の精神に基き、協同して事業を行うための組織であつて、経済企業体的性格が強い

に反し、本法の定める調整組合は後述の如く明らかにカルテル的、統制組合的色彩が濃厚であることは否み難いところである。かかる意味において本法は戦後最初のカルテル立法として極めて注目すべきものと思われる。

かくてこの法律は、われわれに往時の工業組合法(昭和六年法律第六十二号)を想起せしめるものがある。工業組合法はその淵源を重要輸出品工業組合法(大正十四年法律第二十八号)にもつものであるが、その後、幾變遷を経て広く一般産業を対象とするに至つたものであつて、中小企業の危機を救済するために、これを統制しようとするものであつた。したがつて、今同様の趣旨をもつて生れた本法の性格を考察するにあつて、工業組合法制定の経緯を回顧してみることは必ずしも徒勞ではあるまい。以下簡単にふり返つてみよう。

昭和五年一月、内閣直属の機関として臨時産業審議会が設置された(勅令第三号)。この審議会は内閣総理大臣の諮問に依りて、産業の合理化その他産業振興に関する重要事項を調査審議することを目的とするもので、同年二月三日には総理大臣より

『時局に鑑み我經濟界立直しの為企業の統制を必要とする産業並に其の統制方策如何』

という諮問第一号を受けとつた。この諮問の趣旨は

『金解禁後の時局に処して、我經濟界の更生を期するが為には歐洲大戦中に急激に膨脹したる我産業の各部門に付十分なる調査攻究を為して現下の平時經濟の下における國際的經濟競争に堪え得る様統制を加ふるの要あり同一産業に過大なる資本の投下せらるる如き又我國の産業上重要な地位を占むる中小工業に於ける無節制なる競争の如き此の際特に之が是正の途を講ぜざるべからず即ち各種産業に於ける企業の合同聯合を促進し中小企業に適當なる統制を加ふる等は緊急施設の要あるものと認む依て此の際國民經濟の大局より見て統制を為すことを最も急務とする産業を決定し之が統制の方策を樹立せんとす』

るにあつた。

すなわち昭和四年末米穀市場に端を發した世界的な大恐慌下にあつて、金解禁後も依然たる國際的物価割高による輸出不振に悩み、深刻なる不況にあえぎつ

つあつたわが國經濟界の救済策として、政府はその活路を企業統制に求め、以て合理化を促進せんとしたのであつて、現下わが國産業が当面する苦惱とひとしい苦惱を感していたわけであつた。就中、中小企業の窮境著しいものがあつたことはもちろんである。この諮問に依りて審議会は同年四月二十五日以下の如き答申を行つた。

『企業の統制並に産業金融の改善に関する具体的方策は頗る多岐に亘るべしと雖我産業界の現状に鑑み中小工業の統制並に其の金融改善に付ては此際最も考慮するの要あるべし左に掲ぐる事項は差当り急施を要するものと認む

第一、中小工業の統制に関する事項

一、企業統制は重要輸出品に限らず一般重要工業品に及ぼすを適當とす

現行制度に依れば重要輸出品に限り工業組合制度を認め之が統制を図ると雖内地向工業品中に於ても之が統制を図るの要大なるものあるを以て輸出品たる内地向工業品たるを問はず一般重要工業品に対し企業の統制を図るを適當と認む

二、企業統制の機関は工業者の組合団体に拠るを可とす

雖然たる中小工業の統制の徹底を期するが為には國家權力の直接の規律に俟つことも考へられざるにあらざると雖寧ろ利害關係を同じうする同業者の組合制度を認め自治的に統制を図らしむることを適當とす。而して我國中小工業の現状に鑑みるに斯く同業者の組合制度を認め之を鞏固ならしむることは實に我中小工業の健全なる發達を策する所以の途なり

三、工業組合の組織の大綱は左の如くするを適當とす

(イ) 工業組合は任意加入の組織とし企業統制の必要ある場合には其の統制に必要な事項に限り組合員外にも取締制限を及ぼし得ることとすること

右に付ては現行重要輸出品工業組合法第八條を修正して其の趣旨の徹底を図ること

強制加入の制度は組合員に対し企業統制の徹底を期する一の方策なり。然れども売崩し粗製濫造等の弊ある中小工業の統制を図る為には製品の検査取締を為すに止らず進んで各種の經濟的共同事業を併せ行ひ製造販売の組織を

改善すること極めて必要なり之等の共同事業を行う為には強制加入の制度は適当ならず寧ろ任意加入の組合組織と為し企業統制上必要ある場合に限り組合員外の者にも組合の統制を及ぼすを可とす

〔参照条文(略)〕

(四) 工業組合制度の適用を認むべき重要工業品の範囲は主務大臣之を指定すること

(五) (略)

(三) 全国的統制機関は工業組合の連合会をして之に当らしむること(以下略)

四、企業統制を徹底せしむる方法

尚中小工業に対する統制を徹底せしむるが為には左の諸点に付考慮を払ふの要ありと認む

(イ) (略)

(四) 同業者の不正なる競争を防止し企業の統制を図る為組合法中取締規定を設け法規定違反者に対し有効にして且つ適當なる制裁を加ふること

(五) (略)

第二、中小工業の金融改善に関する事項

以下略

この審議会答申に基き、工業組合法の制定をみたわけであるが、その動機において、またその具体的統制方法において、安定法との間に極めて多くの酷似点が見出されるであろう。私的独占の禁止、公正取引の確保という見地から、当時と現在では若干事情の相違が認められるものの、工業組合の基本理念は殆んどそのまま中小企業安定法に受けつがれ、再現されたといつても過言ではないであろう。すなわち事態の改善を何よりもまず生産統制に求めたこと、統制又は調整の実行機関を自治的組合団体によらしめたこと、組合は強制加入によらず自由加入を原則としたこと、必要に応じ国家権力の介入を認め、政府の強制力によつて員外者をも拘束し、目的達成を期したこと等々、諸点において工業組合法の精神が躍如としている。

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

しかしながら反面、両者の間に全く相違点がないわけではなく、重要な点において異なるものを包含している。その主要なる点は次の通りである。

(イ) 工業組合法の規定する制限条項には製品、原材料、加工設備に対する検査

その他必要なる取締又は事業経営に対する制限が謳われ、事業経営の極めて広汎な側面に及んでいたのに対し、安定法は生産もしくは出荷数量又は生産設備の制限に止まり、いわば単純なる数量統制に限定されている。この結果、前者が価格協定を重要な横桿としたのに反し、後者は価格カルテルの機能を果たすことができない。

(四) 工業組合は加工、販売、原材料の購入、共同設備の設置等いわゆる経済的同行為を事業となし得たのに対し、安定法に基く調整組合は経済行為を事業とすることができない。

(五) 安定法に基く調整組合は自治的に設備に対する制限が可能であるのに対し、工業組合法は行政命令発動の場合においてのみ、設備の使用を禁止又は制限することができた。

(三) 工業組合法は工業者一般を対象としたのに対し、安定法は対象業種に諸々の制限を加え、中小企業保護立法たる性格をより鮮明にしている。(しかし、それは工業組合法の中小企業統制法としての性格を否定するものでなく、また安定法のカルテル的性格を排除するものでもない。両法の精神は軌を一にするものである。)

右の相違は、工業組合法が「工業ノ発達ヲ図ル」ことをその目的に掲げているのに対し、安定法は中小企業が「適切な需給調整措置を講ずること」を直接目的としていることの違いから生ずる当然の帰結でもあるが、後者が中小企業等協同組合法の存在を前提としているところからくる自然の結果でもあろう。つまり性格的にいえば、工業組合法が統制法規たると同時に何れかといえば合理化促進の課題を併せ担っているのに反し、安定法はその主眼点が統制作用に向けられているものといふことができる(註)。言葉をかえていえば、工業組合法は中小企業等協同組合法と中小企業安定法との性格を併せ具えていたともいい得るわけである。

(註) これはあくまでも比較上の問題であることを看過してはならない。何と

なれば「工業組合概況」(昭和十二年十二月三十一日現在)は八六種の工業組合につき、その事業内容を次の如く集計しており、運用の実際面においては、主として組合の統制機能がより強く發揮され、統制的側面に力点がおかれていたことを教えている。

検査事業五一〇、生産調節四二〇、価格協定三七七、

取引先指定七二、共同設備二二三、共同購入一九九、

共同販売二〇一、金融事業二二六

次に中小企業等協同組合法との異同について述べれば

(イ)協同組合法が純然たる経済企業体としての協同組織を育成し、もつて中小企業の地位を向上することを目的とするものであるのに対して、安定法は純然たる統制立法であること、(ロ)協同組合法は中小企業のみを対象とする厳密なる意味の中小企業立法であるのに反し、安定法は同法による調整組合に対し大企業の加入する余地を留保している点に多分にカルテル的性格をおわせていること、(ハ)協同組合法は工業のみならず商業、鉱業、運送業、サービス業、その他中小企業一般の組織化を目標とするのに対し、安定法は工業部門しかもその特定業種に限られるなど、両者は根本的に性格を異にしている。

これを要するに、安定法は性格上工業組合法に極めて多くの近似点を有し、その精神の再現ともいふべき法律であつて、工業組合法第八条の諸規定にも比すべき安定法第二十九条の規定(生産数量等の制限に関する通商産業大臣の勸告及び命令)に最も明瞭に窺われる如く、この法律は明らかに統制立法であるといふことができる。この点に關し「この法律を全体としてながめてみましたときに、私は統制経済の復活じゃないかという気がするのであります。……」という衆議院通商産業委員会(六月六日)での質問に対し、提案理由の説明者が「どういふ言葉を使つてありましたが、一種の統制でありますことは、御趣旨の通りであります」と答えたこと、並びに提案者の一人がやはり同委員会(六月十三日)で「この法案はあくまでも臨時立法でありまして、私も願わくは一日も早く協同組合法が戦前の工業組合法というようなものに改善せられることをこいねがつているのであります」と発言したことは、極めて興味深いものがある。

五、中小企業安定法運用上の若干の問題点

中小企業安定法は、右にみた如く統制法的性格をかなり濃厚に具有するものであるが、これによつて果してその目的とする需給調整の課題を実現し、最初にみたような中小企業の不安定な実態を打開し得るであろうか。需要と供給の調節にはまず何よりも購買力と生産力との乖離を調整すること、換言すれば需要の縮小に即応して生産を減少せしめることが、最も手近な方法であることは否定し難いところであるが、生産、出荷、設備等に対する単なる数量制限のみで所期の目的を達成し得るであろうか。もちろん調整組合は生産調整に必要な資金の貸付或いは借入をなすことができるから、その限りでは生産抑制に対する資金的裏付けが可能となつている。本来安定法制定の契機は、生産過剰を経とし、金融逼迫を締とするものであつて、操業短縮を梃子として何らかの資金疏通の途を開こうとするところにあつたともいわれる。国会の論議においても中小企業を真に安定せしめるためには、金融措置が先決であることが強調せられ、再転、三転、調整組合が金融事業を行うことに法文の規定をみたのである。かかる資金面の顧慮にも拘らず(もちろん調整組合の金融活動が円滑に進展するかどうかも疑問ながら)、依然として本法は運用上幾多の問題を含んでいるように思われるので、以下本法運用につき予想される諸問題点について簡単にふれてみよう。

(一) 零細企業圧迫の危険性

生産数量等の制限は当然の結果として製品のコスト高を招来することになり、また製品在庫の増大を招くことになるから、或る程度の資本力を伴わなければ採短に耐えることは困難である。したがつて調整規程の適用については、制限方法、制限率等に充分の検討を加え、機械的、劃一的に流れぬよう留意されねば、操業短縮に耐え得る程度の企業のみを救済するにとどまつて、零細企業は不当な犠牲を強いられ、いわゆる零細企業の淘汰が促進され、この種業者の生活問題を惹起するおそれがある。もちろん経済政策の効果にはある一定の限界が存することは、やむを得ないことであるけれども、中小企業の安定を期する本法が、かえつて中小企業の不安と業界の動揺を助長するような結果に陥る危険も多分に認められ、かかる方法で中小企業の整理を推進することの是非は依然問題として残るであろう。

(二) 価格、販売面等に対する措置の必要性

安定法は生産、出荷数量の調節によつて価格の維持安定を図ろうとするものであるが、本法適用を必要とするような深刻な事態において、かかる価格の自然的調節作用が期待できるであろうか。昭和八年、工業組合法第八条に基き命令の発動により、日本燐寸工業組合はその生産統制に法的強制力を与えられたが、事態は極めて深刻であつて、生産統制のみをもつてはとうてい業界の安定は期し難く、遂に昭和十一年末より共同販売を実施してはじめて、多年にわたる業界の混乱動搖に終止符を打つたという、マツチ工業界の経験は、歴史的教訓として既に味されねばならない。

特に価格の点については、価格をどの線に維持するかは業界安定の重要な指標であるから、たとえ価格協定を行わないにしても一応の目安がなければならぬ。このようないわば適正価格は、生産コストとの関連において算定されるであろうから、調整組合乃至政府は企業経理の実態についても亦、これを把握しておく必要がある。このこと自体極めて困難な問題であろうが、生産、出荷数量の調整にとどまらず、共同販売、価格協定等の方法によつて、不当なる廉売や崩落を防止する必要があるのではないであろうか。

(三) アウトサイダーに対する補償問題

本法第二十九条の規定に基き、調整組合に加入しない事業者、いわゆるアウトサイダーに対して生産数量等の制限に関する通商産業大臣の勸告又は命令が発動された場合、設備の遊休化、滞貨の増嵩等に伴つて生ずる損失については、政府はこれを補償すべきであるという見解がある。かかる主張に対しては、本法に基きく措置により業界全体の安定を確保することは、とりも直さず、かかる措置なかりせば生ずるべかりし損失を予防し、或いは過去における損失をカバーし得ることであるから、その必要なしという意見が強く、更にまた、かかる場合に補償規定を設けるのは、いたずらにアウトサイダーの存在を助長するのみで、かえつて調整組合の形成、存立を根本的におびやかすものであり、中小企業の団結を乱すこととなり、本法の狙いである自治統制の原則を破ることになるとして強硬に反対する向もある。しかし、実際問題として今後なおこの問題は尾を引くのではな

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

いかと思われる。

(四) 消費者利益軽視の可能性

立法の重点が中小メーカーの保護に向けられている関係から、とかく生産者の利益擁護に偏し、ために消費者の利益が軽視される懸念がある。生産数量を継続的に縮減して、市価の安定を図ることは生産者にとつては好ましいことであるが、それは消費者の側からみれば不当に高い価格を押しつけられることを意味し、その立場の不利であることはいうまでもない。かかる見地から本法は調整規程の内容は消費者の利益を著しく害してはならないと制限を附しているものの、中小企業安定化の皺が窮極において消費者によせられる危険は必ずしも少くない。またやや問題は異なるけれども、従業員に対する賃金遅払、不払等が正当化される懸念がなくはないことも同時に注意されねばならない。

(四) 大企業に対する影響

本法による中小企業安定化の措置が零細企業を犠牲にする危険を伴う反面、大企業に対する影響もまた無視できないであろう。たとえば中小企業側からみれば、価格が安定し、或いは加工賃の競争的引下げが防止できることはプラスであるが、それは大企業にとつてはコスト上昇としてはね返るわけであり、また大企業が生産数量制限の対象となるときは、生産規模が大であるだけに制限の度合も高くなるであろうから、中小企業救済のために、高度の技術と生産力を備えている大企業が束縛をうける結果になる。中小企業不安定の是正に伴う当然の現象ではあるが、大企業の経営面からみれば軽視できないことであつて、ここに大企業の側に何らかの対抗手段が打たれる懸念なしとしない。

(六) 金融上の問題

更にまた資金面の問題がある。本法は調整組合が生産調整や経営合理化に必要な資金の借入及び貸付を行うことができるとしているので、一応この問題は解決しているかに見える。しかしながら現実問題として調整組合が独自の資金源を備えているわけではなく、結局金融機関に依存せざるを得ないであろうが、中小企業の生産調整に対して金融面の援助が果して円滑に行われるであろうか。恐らくいわゆるコマシヤル・ベースに立つた資金の疏通は少からず困難であろうと思

われる。そもそも生産の調節は資金面の裏付けがなければ、効果的な実行は至難であり、殊に中小企業の場合には資金問題が最も大きな隘路の一つとなるであろう。かかる観点からして、往時預金部資金が工業組合に対し興業銀行、勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、商工組合中央金庫等を経由して事業資金を供給した如く、本法実施についてもその実効を挙げるためには資金運用部資金等より特定資金が供与され、調整組合の活動を円滑ならしめることが、不可欠のことではないかと考えられる。

(四) 調整組合組織化の問題

かくの如く中小企業安定法はその運用上幾多の問題を内包しているが、一層根本的な問題は同法によりどの程度まで中小企業の組織化を達成し得るかにある。いうまでもなく中小企業の経営は本質的に合理性、計画性の欠如せる面が多く、経済環境の変化に対する適応性に乏しい。もとより景気変動に対する抵抗力は極めて薄弱である。かかる本質からして、中小企業者が本法の意義を十分把握して調整組合への加入に積極的な態度を示すかどうかは甚だ疑わしいものがある。なぜならば、いわゆる算盤の上からみて現在の価格ではとうてい採算が合わないからといって、事業の規模を縮小するというような、いわば悠長なことをいつておれないのが中小企業なのであつて、明らかにコスト割れで損失を蒙ることがわかつていても、無理算段しても事業を継続する傾向が強いからである。したがつてむしろ最初から、アウトサイダーの地位を選び、調整組合に属する事業者が調整規程の適用を受けている間隙をねらつて、かえつて生産、出荷を図り、漁夫の利を占めんとする、いわゆる操短破りならぬ調整破りを意図するものもあるであろう。

また、これを他の側面からみれば組合を地域にするか、品種別にするか、地域的にする場合、県単位とするか或いは全国一本とするか、それぞれ長短較れ、技術的問題としてかなり困難な問題となる。

いずれにせよ、加入、脱退の自由を建前とする調整組合が、どれ程有効的に中小企業者の組織を実現し得るであろうか。すでにこの端緒において、かなり困難な問題をはらんでいるものといふことができる。

(五) 統制技術上の困難性

右のように組織上における問題に加え、組織後の統制技術の面にも種々の困難を伴うことが予想される。すなわち製品が大企業における如く斉一なる規格を有せず、品種が極めて複雑多岐にわたるといふような特殊性から、これを劃一的にしばることは不可能事であり、類似製品への転換によつて生産数量制限の裏をくぐる可能性が認められる。それはたとえ機械封印等の措置をとつたとしても原料供給面の抑制でもしない限り防止することは困難であろう。たとえば、綿織物の例をとつても、輸南向製品は同一規格による大量生産が行われているので統制が比較的容易であるが、内需物の着尺類は品種多様で技術的にみて極めて困難だといわれ、内需物を中心とする中小機屋の安定効果は極めて薄弱となる。またこのような生産技術に伴う問題のほか、調整の及ぶ範囲についても、生産調整が単一なる地区でのみ行われても、他地域からの流入攪乱等によりその効果は著しく減殺されるであろう。したがつて結局、調整措置は全国的、総合的とならざるを得ないこととなる。このような面においてもまた技術上の困難や弊害を誘起することも予想せねばならない。

以上の諸点については政府、公正取引委員会及び中小企業安定審議会の公正要当なる施策が要望される。就中、生産者と消費者或いは労務者、生産者間における大企業、中小企業とりわけ零細企業、生産者と販売業者等々各種の錯綜せる利害の調整については、本法運用上必要な重要事項につき協議乃至諮問にあずかる公正取引委員会及び中小企業安定審議会の活用は大いに期待せざるを得ない。従来、ともすれば、この種審議会の存在は有名無実のそしりを免れず、形式的運用に堕したきらいが少くない実情に鑑み、その実質的活動が望まれる所以である。ただここで強調しておきたいのは、単に中小企業という狭い枠の中からでなく、より総合的な見地、いかえれば国民経済的な視野において方策が打ちたてられねばならないということ、これである。中小企業の立場のみに捉われて全体を忘れるならば、その面から生ずる弊害の方が遙かに大であろう。

六、む す び

これまでしばしば述べてきたように、中小企業安定法は中小企業安定のために

中小企業が共同して生産数量等の制限を行うについて、これに法的根拠を提供し、また情勢に応じて行政当局が事業経営に重大な関与をなし得ることを法的に確認したものであつて、たびたび指摘したように独占禁止法及び事業者団体法に対する重大な例外をなし、その意味において戦後就中講和条約締結後における経済政策に新たな局面を展開するものとして、重要な意義をもつものといふことができる。しかしながら本法の意図するところは、需給調整上必要な第一次段階とは認められるものの、その究極の目標たる中小企業の安定にどれ程の効果をもたらし得るかは少からず疑問がある。

思うに前にも述べた如く、中小企業不安定の素因には、かかる臨時的措置によつて解決せられ得る一面もあるが、中小企業の直面する危機は一時的な生産過剰ではなくて、中小企業存立の根柢にふれる根深い要素に基因するところが大である。従つて本法の如き施策が当面必要な一つの手段であることは是認し得るところであるが、その効果はわずかに表面を糊塗するにとどまるのではあるまいか。

大正十四年八月、重要輸出品工業組合法に基き、合理化の対象品目(総計二二品目)の中に指定を受けた綿織物、絹織物、毛織物、莫大小及び同製品、珞珈鉄器、燐寸、護謨製品、漆器等の諸業種が今また中小企業安定法の適用を受けねばならないという事実は、一体何を物語るものであろうか。この事実こそは、中小企業の過去三十年間における安定と発展とが如何に微弱であつたか、否むるその著しい停滞性を如実に示すものといふべきである。すなわち戦時戦後の特殊な時期を除けば、絶えず慢性的生産過剰の危険にさらされねばならないことを語つているのである。問題の核心はかかる中小企業に経済的合理性を附与するにあるといふことができる。

わが国、中小企業の基盤の不安定性は、企業規模が余りに小さく、好況に向えば企業者が続出し、一朝不況を呈すればたちまちダンピングを行い、或いは休廃業する弊害があり、そのため堅実な業者も常にその渦中にまきこまれて充分な発展を実現し難いところに基礎をおいてるのである。したがつて場当りの統制的手段をもつては、とうてい解決できる性質のものではないのである。かかる意味合いにおいて、中小企業の経営を合理化すること、具体的にいへば協同組合化或

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

いは企業合同等の方法によつて、資本の過小性を排除し、経営の不安定性を除去することが根本である。かかる基本的方策を主軸とし、その補完的意味において本法が運用されることが肝要であろう。無尽会社、信用組合等いわゆる中小金融専門機関とみなされる金融機関が、最近においてそれぞれ相互銀行及び信用金庫として、その近代的再編をみたのに対比すると、受信者たる中小企業の側の近代化は、かかる信用機構の強化拡充に余りにも立ち遅れているといわねばならない。周知のようにカルテル的市場統制の効果はあくまでも一応のものに過ぎない。何となればそれは生産過剰の窮極の原因にふれることなく、当該業種を過剰生産の影響から一時的に遮蔽するにとどまるからである。しかもその統制の狙いが当該産業の市況回復を目的とするに以上、当然関連事業、就中販売部門や或いは一般消費者の犠牲(価格の高騰、品質の低下等)において行われがちである。このことは更にかかる調節作用によつて形成された市場価格が、有効需要を喚起しえないという矛盾を伴うわけであつて、結局において生産と消費との乖離を調整するに真に実効的とはいへない面が存する。

われわれはここにおいて、昭和六年一月三十日、深井日銀副総裁が東京手形交換所において行つた挨拶を想起せざるを得ない。すなわち

『……(前略)……昨年来事業界の模様を視まするに、或は生産の調節、組織の改善或は販売の統制、価格の協定等夫々臨機の応急策を講じ、これが為め滞貨も漸減し市価安定に向へるものも尠くはありませぬ。然しながら中には尚同業者間の協調不十分の爲めに兎角市価の安定を欠き、調節といふことよりも寧ろ市価の維持を主眼とした爲めに、国内の在荷は依然として捌けないのに、却て外国からの輸入が増加して居るのも相当に見受けまます。これ等の事柄は今後大に改めなければならぬのは勿論のことでありますが、これと同時に諸種の対策を講ずるに致しましても、唯当面の応急策にのみ没頭することなく、国際情勢に鑑み、我経済の地位を確保する爲めには、根本的整理に向つて尚一段の努力が必要であらうと存じます。』

それに就きまして、先づ第一に考慮すべきことは申すまでもなく、生産費を引下げて採算を確実にし、これによつて収益の基礎を固むることでありまます。

人為的の市価吊上や、謂ゆる中間景気の出現によつて収益の増加を図ることは一時的の效果はありましても、真に堅実なる需要を喚起することは甚だ困難であります。一般の需要を喚起するには何うしても事業の経営、並に資本の根本的整理を行つて、生産費の低下を促進する外はなからうと思ひます。(後略)』

二十年前に語られたこの言葉は、そのまま今日にあてはめることができる。それはとりも直さず、中小企業安定法の如き応急策もさることながら、中小企業の経営基盤の強化が何より先決であり、根本的対策であることの謂にほかならない。

更に本法について注意しなければならないのは、その主内容たる生産、出荷統制の論理的帰結として、生産のみならず価格、経理或いは原材料等の諸部面についても統制的手段の採用が要請され、より広汎な経済統制に発展乃至拡大する素地が潜在的に横たわつてゐるということである。本法が統制経済への架橋ともいふべき性格を内包しているということは大いに注目を要するであらう。そのことの可否は今論外とするも、本法と並んで輸取引法の制定施行をみ、更にはまた重要産業安定法制定の動きも窺われることなどを併せ考えると、わが国民経済の趨勢はかかる方向を指向しているものとも見られ、中小企業安定法こそはその先驅をなすものとも考えられる。(浜崎)

(附) 特定中小企業の安定に関する臨時措置法(抜萃)

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(適用業種の指定及び中小企業者の定義)

第二条 この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種であつて、当該業種に属する事業を営む者の総数の概ね三分の二以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ。)の過去一年間の総生産数

量の概ね二分の一以上が中小企業者によつて生産されている業種について、左の各号に掲げる事態が生じた場合に、別表において指定するものとする。

- 一 当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること。
 - 二 当該業種に属する事業の経営の不振が相当長期間に亘る虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。
- 2 この法律で「中小企業者」とは、常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者をいう。

(調整組合)

第三条 別表に掲げる業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を営む者は、その共同の利益を増進するため、調整組合を組織することができる。

(原則)

- 第五条 調整組合は、左の要件を備えなければならない。
- 一 営利を目的としないこと。
 - 二 組合員が任意に加入し又は脱退することができること。
 - 三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(組合員の資格)

第八条 調整組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者とする。

(組合の構成要件)

第九条 調整組合は、その組合員の総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、且つ、その総組合員の三分の二以上が中小企業者であるものでなければ、これを設立することができない。

(設立の認可)

第十条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする調整組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならぬ。

一 第二条第一項各号に掲げる事態を克服するため、その設立が必要であること。

二 第五条各号の要件を備えていること。

三 第九条の構成要件を備えていること。

四 設立手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

五 その地区及び構成がその事業を行うのに適正なものであること。

(事業)

第十五条 調整組合は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員が生産(製造又は加工をいう。)をする指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限

二 組合員の事業(指定業種に係るものに限る。)の経営の合理化に関する指導及びあつ旋

三 組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入

四 前三号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

(調整規程の認可)

第十六条 調整組合は、前条第一号に掲げる事業を行おうとするときは、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をいう。以下同じ。)を定めて通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が左の各号の一に該当するときは、認可をしなければならない。

一 第二条第一項各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

「特定中小企業の安定に関する臨時措置法」について

二 不当に差別的であること。

三 消費者の利益を著しく害すること。

(調整規程の変更命令及び認可の取消)

第十八条 通商産業大臣は、第十六条第一項の認可をした後において、当該調整規程の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該調整組合に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

2 通商産業大臣は、第十六条第一項の認可をした後において、当該調整組合が前項の命令に従わないとき、又は当該調整規程の内容が同条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、同条第一項の認可を取り消すことができる。

(過怠金)

第二十条 調整組合は、定款の定めるところにより、第十六条第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

(調整規程の設定等に関する決議)

第二十二条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならない。

2 前項の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

(調整組合連合会)

第二十四条 同一の業種に係る調整組合は、調整組合連合会(以下「連合会」という。)を組織することができる。

(連合会の事業)

第二十六条 連合会は、左に掲げる事業を行うことができる。

一 会員たる調整組合が行うその組合員に対する指定業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限についての総合調整計画の設定及びその実施。

二 会員たる調整組合が行う経営の合理化に関する事業の総合調整。

三 会員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び経営合理化のため

の資金の貸付並びに会員たる調整組合及びその組合員のためにするその借入。

四 前三号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業。

(生産数量等の制限に関する勧告及び命令)

第二十九条 同一の業種に属する事業を営む者の大部分が一の連合会の総合調整計画又は一の調整組合の調整規程の適用を受けるとなつた場合において、当該連合会又は調整組合の申出があつたときは、通商産業大臣は、左の各号の一に掲げる事態を生じ、且つ、かような事態を放置しては当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に及ぼす重大な悪影響を除去することができないと認めるときに限り、当該総合調整計画又は調整規程の内容を参しやくして当該業種に係る製品の生産数量若しくは出荷数量又はその生産設備に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに対し、これに従うべき旨の勧告をすることができる。

一 当該業種に属する事業者で当該総合調整計画又は調整規程の適用を受けないものの事業活動が当該業種に係る製品の需給調整を阻害しているとき。

二 当該連合会又は調整組合の自主的活動をもつてしては当該業種に係る製品の需給調整の目的を達成することができないとき。

2 通商産業大臣は、前項の勧告をした後において、なお当該業種に係る製品の需給調整の目的が達成されていないと認めるときは、通商産業省令をもつて、当該業種に属する事業の経営に関し、一般的に同項の勧告の内容と同一の内容の制限をすることができる。

3 第一項の勧告は、個々の事業者に対する勧告に代えて、官報をもつて当該業種及び勧告の内容を公告して、これを行うことができる。

(公正取引委員会との関係)

第三十条 通商産業大臣は、第十条第一項又は第十三条(第二十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の認可、第十八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の命令又は前条第一項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

3 公正取引委員会は、第十六条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受けた調整規程又は総合調整計画の内容が第十六条第二項各号の一(第二十七条において準用する場合を含む。)に該当するに至つたと認めるときは、通商産業大臣に対し、第十八条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の適用除外)

第三十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の規定は、調整組合若しくはその組合員又は連合会若しくはその会員が認可を受けた調整規程又は総合調整計画に基づいて行つた行為及び第二十九条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に基づいて行つた行為には、適用しない。

(中小企業安定審議会)

第三十三条 この法律の規定により通商産業大臣が行う認可、命令及び勧告その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に、中小企業安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員五十人以内で組織する。

3 会長及び委員は、指定業種に属する事業を営む者、指定業種に属する事業の従業員の利益を代表する者、その製品に係る販売業者及び消費者、指定業種に関連する事業を営む者、金融機関の役員並びに学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 前各項に定めるものの外、審議会の事務をつかさどる機関、審議会の組織、議事及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

別表

一 綿織物又はステープルファイバー織物の製造業

- 二 毛織物の製造業又は染色整理業
 - 三 絹織物又は人絹織物の製造業又は染色加工業
 - 四 メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業
 - 五 漁網製造業
 - 六 組ひも、よりひも、幅五インチ未満の織物又は編レースの製造業
 - 七 ねん糸業
 - 八 麻網製造業
 - 九 ガーゼ、脱脂綿、家庭衛生綿又はほう帯の製造業
 - 十 マツチ製造業
 - 十一 ゴム製品製造業で政令で定めるもの
 - 十二 陶磁器製造業で政令で定めるもの
 - 十三 漆器製造業で政令で定めるもの
 - 十四 ほうろう鉄器製造業で政令で定めるもの
- (参考) 工業組合法(抜萃)
- 第一条 工業者ハ其ノ工業ノ改良発達ヲ図ル為共同ノ施設ヲ為ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得
- 第三条 工業組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得
- 一、組合員ノ製品、其ノ原料若ハ材料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ対スル検査其ノ他必要ナル取締又ハ事業経営ニ対スル制限
 - 二、組合員ノ製品ノ加工又ハ販売、組合員ノ営業ニ必要ナル物ノ供給、共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ営業ニ関スル共同施設
 - 三、組合員ノ営業ニ関スル指導、研究調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設
- 組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ対シ其ノ営業ニ必要ナル資金ノ貸付、組合員ノ為ニスル其ノ営業上ノ債務ノ保証又ハ組合員ノ貯金ノ受入ヲ併セ行フコトヲ得
- 第一項ニ掲ケタル組合ノ施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

「特定中小企業ノ安定に関する臨時措置法」について

- 第六条 工業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款違反者ニ対シ過怠金ヲ課シ又ハ其ノ違反ニ係ル工産品ニシテ違反者ノ所有スルモノニ付抑留其ノ他必要ナル処分ヲ為シ特ニ必要アルトキハ没収ヲ為スコトヲ得
- 第六条ノ二 工業組合法定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ事業経営ニ対スル制限ヲ行フ場合ニ於テハ總會ノ議決ヲ経テ之ニ関スル規程ヲ定メ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規程ヲ変更セントスル場合亦同シ
- 第六条ノ三 工業組合前条ノ規程ニ基キ製造又ハ加工ノ数量、販売価格、加工料金其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付、決定ヲ為シタルトキハ遅滞ナク之ヲ行政官庁ニ届出ツヘシ
- 行政官庁必要アリト認ムルトキハ前項ノ決定ノ変更又ハ取消ヲ為スコトヲ得
- 第八条 営業上ノ弊害ヲ予防シ若ハ矯正スル為又ハ工業ノ健全ナル発達ヲ図ル為特ニ必要ト認ムルトキハ行政官庁ハ工業組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非スシテ其ノ組合ノ地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ従フヘキコトヲ命スルコトヲ得
- 第八条ノ三 行政官庁第八条ノ規定ニ依ル命令ヲ遵守セシムル為特ニ必要アルト認ムルトキハ其ノ命令ニ従フヘキ者ニ対シ其ノ製造又ハ加工ノ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テ行政官庁取締上必要アリト認ムルトキハ製造又ハ加工ノ設備ニ付封印ヲ施シ、其ノ要部ヲ取外シ其ノ他必要ナル処分ヲ為スコトヲ得